

令和2年度 税制情報

最新の税制情報をしっかり活用&対策してかしこい住まいづくりを。

住宅ローン減税

拡大
継続

最大控除額 約**600万円**

長期優良住宅の場合は**13年間**で最大控除額は約600万円。

■ 1.2019年10月～2020年12月居住開始の場合（最大控除額）

区分	長期優良住宅		一般住宅	
	1年目～10年目	11年目～13年目	1年目～10年目	11年目～13年目
適用期間	2019年10月～2020年12月末居住開始 ^{*1}			
控除期間	1年目～10年目	11年目～13年目	1年目～10年目	11年目～13年目
限度額	年末ローン残高 5,000万円	建物購入価格 ^{*2} 5,000万円	年末ローン残高 4,000万円	建物購入価格 ^{*2} 4,000万円
控除率	1%	2%の1/3 ^{*3}	1%	2%の1/3 ^{*3}
年間最大控除額	50万円	約33万円	40万円	約26万円
最大控除額	約 600万円		約480万円	

■ 2.2021年居住開始の場合（最大控除額）

区分	長期優良住宅		一般住宅	
	10年間		10年間	
適用期間	2021年1月～12月末居住開始			
控除期間	10年間			
年末ローン残高の限度額	5,000万円		4,000万円	
控除率	1%			
年間最大控除額	50万円		40万円	
最大控除額	500万円		400万円	

※1. 消費税率10%の場合。

※2. 建物購入価格とは、住宅取得等の対価の額又は費用の額からその額に含まれる消費税額を控除した額。

※3. 年末ローン残高×1%かもしくは建物購入価格の2%の1/3かいずれか低い方の額が控除されます。

積水ハウスは標準仕様で長期優良住宅

贈与税（住宅取得等資金贈与）

拡大
継続

2020年3月まで **3,000万円**非課税
2020年4月から **1,500万円**非課税

一定の住宅を取得等するために親や祖父母からもらった住宅取得等資金については、契約年応じて最大3,000万円又は1,500万円まで贈与税が非課税。

■ 非課税限度額

住宅取得等の 契約締結年月	非課税限度額	
	省エネ等住宅	一般住宅
2019年4月～ 2020年3月	3,000万円	2,500万円
2020年4月～ 2021年3月	1,500万円	1,000万円

※省エネ等住宅は一定の省エネ・耐震・バリアフリー性能を満たす住宅

※住宅取得等に適用される消費税率10%の場合

積水ハウスは標準仕様で省エネ等住宅

すまい給付金

拡大
継続

最大**50万円**

消費税増税の負担軽減のために一定の収入額の方が住宅取得した場合に給付されます。給付額は、収入（都道府県民税の所得割額）ごとに定められた「給付基礎額」と、所有権の「持分割合」によって決定。

$$\text{給付基礎額} \times \text{持分割合} = \text{給付額}$$

長期優良住宅

2020年度
延長予定

固定資産税・登録免許税・
不動産取得税が軽減

■ 長期優良住宅の優遇税制（2022年3月31日まで）

新築戸建の場合	長期優良住宅	一般住宅
固定資産税の減額期間	5年間 1/2^{*1}	3年間 1/2
登録免許税の軽減税率 ^{*2}	0.1%	0.15%
不動産取得税の課税標準	1,300万円控除	1,200万円控除

※1. 地上階数3以上の耐火・準耐火建築物の場合は、7年間1/2 ※2. 所有権保存登記

相続税

基礎控除**40%減少** 課税強化

2015年1月から相続税の基礎控除が40%減少したため、課税対象者数が改正前の1.8倍に増加。

■ 改正による相続税額の比較（法定相続分で相続した場合、配偶者の税額軽減のみ適用）

